

議事説明書

第3期あま市子ども・子育て支援事業計画（素案）の概要説明

●第4章に関する部分

ページ	事業名	前回会議以降に変更した内容
46	病児・病後児保育事業	体調不良児型を実施することを記載、「拡充」に変更
47	幼保こ小連携教育の推進	事業名を幼保小から幼保こ小に変更、「架け橋期のプログラム」の開発や検討を行う旨を記載、「拡充」に変更
51	子育てコンシェルジュ事業	利用者支援事業自体が幅広い事業のことを指すことから、利用者支援事業との表記を避け、事業名を、利用者支援事業（基本型）から変更
51	地域子育て相談機関	令和4年児童福祉法改正により令和6年度から施行された事業であり、令和7年度からの新規事業として実施を予定
52	妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	令和6年度まで実施していた出産・子育て応援金支給事業が、令和7年度から制度化されたことにより事業名を変更。伴走型の支援を行うことと、給付金を支給することに変更はないため、現状維持としている。
54	乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）	令和6年子ども・子育て支援法改正により令和7年度から施行される事業であり、令和8年度からの新規事業として実施を予定
55	フードパントリー	子育て支援施策に該当する事業であることから新たに記載。既に実施している事業のため現状維持としている。
58	交通安全施設整備の推進	「地域の道路整備の促進」から事業名を変更。側溝の新設など、土木課の通常業務は含めず、通学路の整備など、子ども施策といえるものを記載するよう変更
59	子ども見守り隊	新たに記載した事業
60	虐待防止ネットワーク協議会	要綱上で庶務を担う高齢福祉課を主担当課に変更

一	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の心配ごと相談事業、ボランティアセンター事業 ・企画政策課のコミュニティ活動推進事業、まつり事業 ・危機管理課の生活安全相談員配置事業、防犯灯整備事業、防犯資機材の支給 ・都市計画課の宅地供給の促進と建築物のバリアフリー化の推進 	各課の通常業務であって、子ども施策とは言えない事業のため掲載しない
---	---	-----------------------------------

●第5章に関する部分

ページ	量の見込みと確保方策	内容
67 ～ 68	3 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策	令和7年度から11年度までの「量の見込みと確保の内容」について、量の見込みでは3号認定の利用者は概ね横ばい、1、2号認定の利用者は人口推計なりの緩やかな減少が見込まれるが、市内の教育・保育施設の現状の定員により対応可能であると判断
69	4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策 (1) 利用者支援事業	基本型の子育てコンシェルジュとは別に地域子育て相談機関を記載した。 令和4年児童福祉法改正により令和6年度から施行された事業であり、本市では、令和7年度からの新規事業として実施を予定している。 妊産婦や子育て家庭からの子育てに関する悩みなどを気軽に相談できる場所として、公立保育園9か所、幼稚園3か所、認定こども園5か所、小規模保育事業所2か所、地域子育て支援センター4か所、児童館6か所、合計29か所での実施を見込む。
71	(3) 放課後児童健全育成事業	主に夏休みの利用希望に対応するため、定員の数を1,096人から令和7年度以降は1,151人に増やして対応していく。

80	(9) 病児保育事業	②体調不良児対応型を追加し、保育所、認定こども園への看護師の配置促進を図る。
86	(14) 子育て世帯訪問支援事業	令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として創設された事業。本市では、令和5年度まで産前産後ヘルプ事業として実施してきたが、令和6年度より子育て世帯訪問支援事業として実施
86 ～ 87	(15) 児童育成支援拠点事業 (16) 親子関係形成支援事業	令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として創設された事業。本市では、現在事業を実施する用途は立っていないが、事業の実施について検討していく。
87	(17) 妊婦等包括相談支援事業	令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として創設された事業。本市では、令和6年度まで出産・子育て応援金支給事業の伴走型支援として実施してきたが、令和7年度より制度化され、妊婦等包括相談支援事業となったもの。引き続き伴走型の支援を行う。
88	(18) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として創設された事業。本市では、令和8年度からの本格実施に向け調整中である。見込量の設定は、国からの実施詳細が提示され次第、設定する。
89	産後ケア事業	令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として創設された事業。本市では、既に実施している事業である。
90	5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	当該内容は第2期計画から記載したもの。認定こども園への移行や、幼児教育・保育の無償化に併せて記載した内容であることから、素案を作成後に改めて検討した結果、第3期計画に当該内容は記載しないこととする。